

みどりと水の施策の概要

現 状

かつての練馬区は、河川(石神井川、白子川、田柄川など)沿いに水田が開かれ、台地上を畠地として利用し、台地と河川の境にあたる斜面(河岸段丘面)には樹林が分布していました。このように地形と密接に関連した土地利用が行われるとともに、屋敷林や雑木林など、生活や農業生産と結びついたみどりが形づくられていきました。しかし現在は、雑木林や農地は減少し、住宅としての土地利用がほとんどとなっています。また練馬区内に流れる2つの河川や池・湧水などの水辺は、現在でも私達の暮らしの中でも身近な存在です。かつて汚濁の著しかった石神井川と白子川も、工場・事業所に対する排水規制や公共下水道の普及などにより、平常時の水質は大幅に改善され、場所によっては水草が生え、魚類をはじめとしたさまざまな水辺の生きものが見られるようになってきています。

みどり推進課は生きものの生息環境としての視点からもみどりと水を総合的に保全し、啓発事業や協働事業によりそれらを愛し育む活動を広げていくことを目的に平成22年4月に組織されました。

今後の課題

練馬区では平成18年に今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、緑被率を30%とすることを目指し、区が先導し区民・事業者と協働しながら、みどりを守り増やしていくための取り組みとして「みどり30推進計画」を策定しました。

また従前からの良好な樹林地を保全するために、全国の他の自治体に先駆けて憩いの森制度を創設し、民有の樹林地の保全に努めてきました。

しかし、区内のみどりの約77%にあたる民有のみどり、特に農地については今後も減少していくことが懸念されます。

一方、区内を流れる2つの河川は、かつて水害対策のため大部分が垂直護岸とコンクリート河床に改修がされ、水辺の生きものにとっては生息しにくい環境になっていましたが、最近では河川の改修工事に伴い、水辺の生きものが生息・繁殖でき、人々がそれらの生きものとふれあい憩える水辺環境を再び取り戻すための「多自然川づくり」が徐々に進められています。しかし、郊外を流れる河川と異なり、自由に水辺に近づくことができない欠点もあります。

区民がみどりや水辺、生きものの大切さに关心を持ち、守り育てていくことを意識できる取り組みを進めていくことが重要です。

みどりと水の施策の主な取り組み

(1) 民有の樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保護するために、地上 1.5m の高さの位置の幹の直径が 50cm 以上で街のシンボルとなるような健全な樹木を「保護樹木」として指定しています。また面積が 300 m²以上のまとまった樹林を「保護樹林」として指定しています。また貴重な樹林の保全を図りながら区民の憩える場として、土地所有者からお借りし、開放している「憩いの森（1,000 m²以上）」と「街かどの森（300 m²以上 1,000 m²未満）」があります。

平成 23 年 4 月 1 日現在、42 箇所の憩いの森と 7 箇所の街かどの森があります。

(2) 練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを愛し育む「練馬みどりの葉っぱい基金」の積立額が平成 23 年 3 月には 5 億 6 千万円になりました。

(3) みどりのカーテンの P R

地球温暖化対策の P R のため、本庁舎低層棟（西側と南側）において、ヘチマとアサガオによる「みどりのカーテン」を設置しました。みどりのカーテンの表面と裏側で 3 度の気温差が測定されました。

(4) 練馬の生きものさがし

都市化の進む中、区内に生息する動植物の変化を知り、区内の自然の実態を把握する取り組みとして、自然環境調査（生息生物実態調査）を引き続き実施しました。併せて、区民の自然に関する意識を啓発する取り組みとして区民参加による自然観察会を開催し、区民とともに身近な環境指標生物をさがす「ねりまの生きものさがし」を春夏秋冬の各季節で実施しました。

(5) 河川の水質調査

河川の水質を継続的に監視する水質調査を行いました。その結果、平常時の河川では環境基準値を満たしていることが確認されました。また、水生生物調査を行い、希少種であるホトケドジョウを始めとする多数の水生生物の生息状況を把握しました。